

つくば市屋外広告物条例 手続に係るQ&A

1 事前相談

Q：申請手続において、事前相談は必要か。

A：許可基準への適合性や手数料を事前に確認したい場合は、事前相談書に、必要書類を添えて1部提出してください。事前相談は任意ですが、許可申請をスムーズに行えるよう活用してください。

Q：事前相談書を提出した後、どのように連絡がくるのか。

A：事前相談の結果については、電話にてご連絡します。なお、質疑事項等をお伝えする場合がありますので、提出した書類やチェックシートをお手元に用意しておいてください。

2 申請手続

Q：許可を受けた敷地内において、広告物を追加で設置したい場合、申請種別は、表示等又は変更等のどちらになるのか。

A：変更等になります。

Q：自家広告物において、申請者は誰になるのか。

A：広告主となります。ただし、複数のテナントが入居する場合は、建築物の所有者又は管理者が申請者となり、各テナントの広告物を取りまとめて申請してください。

Q：近隣店舗等案内広告や野立広告（ロードサイン）において、広告主ではなく、広告業者が申請者となり申請することは可能か。

A：広告主の注文に応じて屋外広告物を設置する場合、元請け、下請け等の立場や形態の如何は問わず、屋外広告業に該当するため、茨城県の屋外広告業の登録を受けている場合は可能です。

Q：代理で申請を行うことは可能か。

A：可能です。ただし、申請者からの委任状（様式は任意）が必要です。

Q：手数料を窓口で払うことができないが、どうしたらよいか。

A：納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関等で納付後、納入通知書（領収証書）の写しを提出してください。

3 その他

Q：申請者が変更となる場合、どのような手続きが必要か。

A：屋外広告物管理者等変更届出書（様式第 11 号）を 1 部提出してください。

Q：管理者が変更となる場合、どのような手続きが必要か。

A：屋外広告物管理者等変更届出書（様式第 11 号）に管理者の資格要件を証する書類の写しを添付して 1 部提出してください。

Q：広告物を除却する場合、どのような手続きが必要か。

A：広告物を除却した後、屋外広告物除却届出書（様式第 12 号）に除却前の写真と除却後の写真を添付して 1 部提出してください。

Q：看板を修理したいが、許可は必要か。

A：許可内容に変更を加えない修繕や塗装等をする場合は、軽微な変更等に該当するため、許可を受ける必要はありません。

令和 4 年（2022 年）12 月
つくば市都市計画部都市計画課